

(宿泊事業者向け)

# 宿泊税の徴収事務について



令和8年度

本部町役場 住民課 住民税班

# 目次

1. 宿泊税について . . . P 3~
2. 宿泊税の仕組み . . . P 5~
3. 特別徴収義務者の登録等 . . . P 14~
4. 宿泊税の申告納入 . . . P 17~
5. 適正な申告納入のために . . . P 20
6. その他 . . . P 21~



# 1. 宿泊税について

## 宿泊税の概要

本部町における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日(月)
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に定率2%（上限2,000円） ※県税0.8%（上限800円）、市町村税1.2%（上限1,200円）の計2% 県税分も本部町へ申告・納入
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・学校の教育活動に伴う宿泊（修学旅行、部活動等） ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊（地域クラブ等） ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	宿泊者（納税義務者）から宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を徴収し、本部町へ納入する方法（特別徴収） ※ 沖縄県への申告・納入は不要
申告・納入方法	原則、1か月ごとに申告と納入をする必要があります ※ 一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入とする特例があります
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%
その他	税導入に伴う宿泊施設のシステム改修費を沖縄県が補助する予定（補助率10/10、1施設上限200万円）

# 1. 宿泊税について

## 宿泊税の徴収方法

### 特別徴収制度

- ・ 宿泊税の納税義務者は、本部町内の宿泊施設の宿泊者
- ・ 宿泊税は宿泊料金と合わせて宿泊施設で徴収され、本部町に申告納入されます。
- ・ この制度を「特別徴収制度」といいます。



### 特別徴収義務者

- ・ 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者

※上記以外に、「宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方」が

特別徴収義務者となることがあります。

（ 宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合

委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合、など

## 2. 宿泊税の仕組み



### 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営開始前 旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出



② 経営開始の確定後  
(又は旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出後) 特別徴収義務者登録申請書を以下の提出期限までに提出

経営開始日	提出期限
令和9年2月1日以前	令和9年1月27日まで
令和9年2月2日以降	経営開始日の5日前まで



③ 宿泊行為があった場合 宿泊する宿泊者から宿泊税を徴収します。

R9.2.1  
宿泊税  
開始



④ 宿泊税の申告・納入 「宿泊税納入申告書」を提出し、「宿泊税納入書」により徴収した宿泊税を納入します。

## 2. 宿泊税の仕組み

### 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は宿泊施設への宿泊で、  
宿泊税を納める方(納税義務者)は宿泊者となります。

宿泊税は、課税開始日である令和9年2月1日以後の宿泊施設への  
宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。



- ※ 令和9年2月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。
- ※ 令和9年2月1日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。
- ※ 宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

## 2. 宿泊税の仕組み



### 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

#### 課税対象となる宿泊の判断基準

- ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの



### 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

## 2. 宿泊税の仕組み



### 税額

宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金に、定率2%（町税1.2%+県税0.8%）が課税されます。  
（税額2,000円が上限となります。）

- ※ **宿泊料金**とは、食事代や消費税等を除いた**素泊まり料金**のことを言います。  
ただし、税額を算出する時には千円未満を切り捨てた額に2%を乗じてください。  
（例）宿泊料金9,850円/人・泊の場合、税額は9,000円×2%=180円となります。



## 2. 宿泊税の仕組み

### 宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

#### 【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料、寝具クリーニング代
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料等



#### 【宿泊料金に含まれないもの】

以下については、宿泊料金に含まれる場合であっても控除します

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用等に係る金額
- ・ 消費税、入湯税等の税・立替金
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀
- ・ オプションとしての追加清掃代
- ・ 損害賠償金、等



## 2. 宿泊税の仕組み

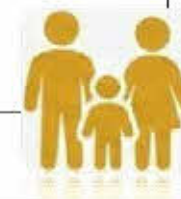
$$\text{宿泊税} = \text{宿泊料金（総額－含まれないもの）} \times 2\%$$

### （例1）各種宿泊プランの取扱い

- 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

### （例2）1人当たりの料金が不明な場合

- 1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。



## 2. 宿泊税の仕組み



計算事例：ケーススタディ

### 【ケースA】 ツインルーム利用



室料15,000円／2名利用

(7,500円／人で千円未満切捨)  
7,000円 × 2% =

税額 140円／人

### 【ケースB】 ファミリー（ベッド追加）



室料15,000円／大人2名＋  
乳児1名（添い寝無料、  
ベッド代3,000円追加）

(7,500円／人で千円未満切捨)  
7,000円 × 2% =

税額 140円／人（大人）  
3,000円 × 2% =  
税額 60円／人（乳児）

### 【ケースC】 高級スイート（上限適用）



室料120,000円／1名利用

(課税標準額の上限)  
100,000円 × 2% = 2,000円

税額 2,000円／人  
(上限)

## 2. 宿泊税の仕組み

### 課税免除

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア 学校の教育活動に伴う宿泊
- イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊



#### 【ア、イの対象者】

右記施設に通う 児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者</li> <li>・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等</li> </ul>
	イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引率を行う関係者</li> <li>・クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等</li> </ul>
対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業界の添乗員、カメラマン</li> <li>・応援のための保護者、審判など</li> </ul>	

## 2. 宿泊税の仕組み

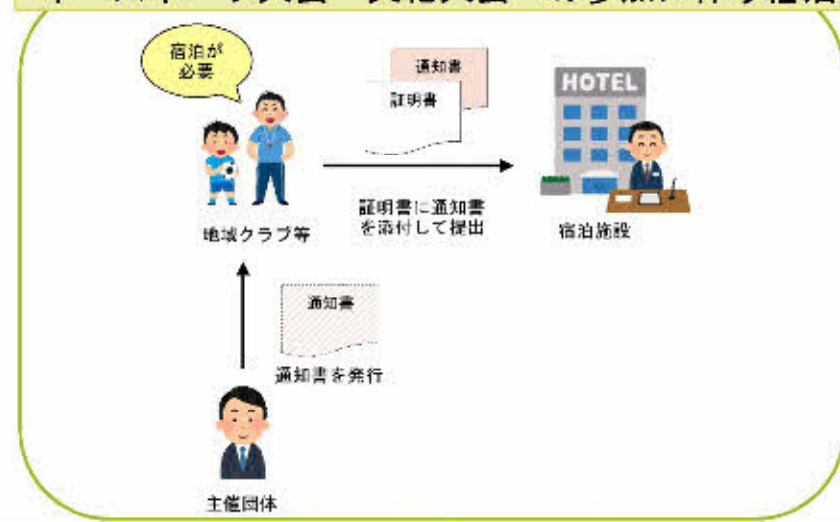
- 課税免除に関して、アについては「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」、イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等）」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から受領することが必要。
- 宿泊施設側で、大会の主催団体などの課税免除の要件を確認する必要はありません。課税免除の判断は、証明書及び通知書の有無で行ってください。
- 当該証明書等は、納入申告の際の提出は不要ですが、宿泊施設において5年間保存をお願いします。

### ■ 課税免除を受ける場合の手続き（イメージ図）

#### ア 学校の教育活動に伴う宿泊



#### イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊



### 3. 特別徴収義務者の登録等



#### 特別徴収義務者としての登録

宿泊事業者は令和9年1月27日までに宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録の手続きが必要となります。

(令和9年2月2日以降に経営を開始する場合は、開始5日前まで)

特別徴収義務者登録後、本部町が「宿泊税特別徴収義務者証票」(証票)を交付します。  
フロントなど宿泊者の方が見やすい場所に証票を掲示してください。

※沖縄県のシステム改修費用補助金の申請に際して、登録が必要条件となっています。



登録申請

証票の受領

掲示

### 3. 特別徴収義務者の登録等

#### 【申請時の提出書類】

登録を申請する場合、次の書類を揃えて提出してください。



①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	
②	(法人の場合)	現在登記事項証明書
	(個人の場合)	本人確認書類の写し（マイナンバーカード等）
③	(旅館業の場合)	旅館営業許可証の写し
	(住宅宿泊事業の場合)	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面の写し

(実質的な経営者が営業許可者等と異なる場合)

④	実質的経営者である旨の申立書	
⑤	経営委託契約書等の写し	

### 3. 特別徴収義務者の登録等



#### 特別徴収義務者証票

特別徴収義務者としての登録後、「宿泊税特別徴収義務者証票」を交付

- ・この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。
- ・フロントが複数箇所ある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- ・閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。
- ・万一、この証票を毀損、紛失した場合には、亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。

#### 特別徴収義務者の登録事項の変更等

登録事項の変更、宿泊施設の休止・再開や経営廃止などの場合、届出が必要です。



## 4. 宿泊税の申告納入



### 申告納入期限

宿泊者から徴収した宿泊税は、本部町へ徴収した税額を申告のうえ、その税額を納入する  
必要があります。

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊  
施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、  
本部町住民課に提出してください。

併せてその税額を「宿泊税納入書」により納入してください。



※ 沖縄県の宿泊税も併せて、本部町へ申告納入してください。

## 4. 宿泊税の申告納入



### 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、月平均納入金額30万円以下（年間納入額が360万円以下）、滞納のないことなどの要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。



この特例を受けると、以下のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

- ・承認後、適用開始月（3月、6月、9月、12月のいずれか）を記載した「承認通知書」を送付します。
- ・承認通知書に記載の適用開始月は、右記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- ・適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

宿泊のあった月	申告納入期限	申請期限
3月分・4月分・5月分	6月末日	2月末日
6月分・7月分・8月分	9月末日	5月末日
9月分・10月分・11月分	12月末日	8月末日
12月分・1月分・2月分	3月末日	11月末日

## 4. 宿泊税の申告納入

### 宿泊税納入申告書

宿泊税納入申告書の提出方法（いずれかの方法で提出）

- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告
- ・ 本部町役場住民課住民税班への郵便か信書便で送付又は窓口持参



#### 【注意点】

- ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書及び月計表の提出が必要
- イ 申告書は、宿泊施設ごとに作成
- ウ 申告納入期限の特例が適用されている場合、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入する。
- エ 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる  
「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなります。

### 宿泊税納入書

納入期限までに「宿泊税納入書」により本部町に納入する

#### 【納入方法】

- ・ 本部町役場、取扱金融機関等での窓口納入
- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して電子申告を行った場合には電子納税が可能

## 5. 適正な申告納入のために



### 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を保存する必要があります。

また、電磁的記録(電子データの保存)をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。



#### 【帳簿の記載及び保存】

記載事項	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額 ※上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。
保存期間	申告納入期限の翌日から <u>5年間</u>

#### 【書類の作成及び保存】

作成要件	宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの
保存期間	申告納入期限の翌日から <u>5年間</u>

## 6. その他



### 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。



税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

#### 【別記方式】

領 収 書		
〇〇〇様		〇〇〇様室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円

〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇子A  
受領印

印 紙

#### 【注記方式】

領 収 書		
〇〇〇様		〇〇〇様室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額200円を課税しました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇子A  
受領印

印 紙

#### 【内書き方式】

領 収 書		
〇〇〇様		〇〇〇様室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額200円が  
含まれています。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇子A  
受領印

印 紙

※ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。  
消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。

## 6. その他

### 特別徴収義務者報償金

特別徴収義務者の負担軽減を図ることを目的に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者報償金として交付します。



算定期間	前年度の4月～3月申告納入分
交付の基準及び交付額	算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に2.5%（施行当初から5年間は3.0%）を乗じて得た額。 1円未満切り捨て。 ※施設ごとに算定
交付の手続き	交付請求手続きは不要です。 算定期間内の納期内納入額を基準として、毎年8月末頃に交付します。

## 6. その他



### 電子申告等

宿泊税に関する申告納入や、以下の手続きについて「地方税ポータルシステム ( e L T A X )」を利用して行うことができます。

- ・ 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請の提出
- ・ 宿泊税更正請求書の提出
- ・ 宿泊税還付・納入義務免除申請書の提出
- ・ 各種届出書等の提出

- ※ **eLTAX(エルタックス)**とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。
- ※ eLTAX対応ソフトウェアである「**PCdeskNext**」を利用することで**電子申告・電子申請**が可能となり、申告後に「**PCdesk**」(DL版又はWeb版)を利用することで**電子納付**が可能となります。
- ※ 具体的な操作方法についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。

eLTAX利用時間  
8時30分から24時まで

eLTAXのホームページ  
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXのよくある質問  
<https://www.eltax.custhelp.com/>



PCdeskNext特別ページ (※スマホ利用不可)  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>



## 6. その他



### 申告書の提出・お問い合わせ先

◎宿泊税の制度・手続に関すること

【住民課】

住所	〒905-0292 沖縄県本部町字東5番地
電話番号	0980-47-2417
担当	住民税班 宿泊税担当

※宿泊税に関するホームページ（現在準備中）  
(<https://www.town.motobu.okinawa.jp/doc/2025101000023/>)

※各種資料等についても、  
当ホームページよりご利用ください。



◎宿泊税の使途に関すること

【企画商工観光課】

住所	〒905-0292 沖縄県本部町字東5番地
電話番号	0980-47-2700
担当	商工観光振興班 宿泊税担当



# 参考資料

年 月 日

本部町長 殿

申立者  
 住 所  
 氏 名  
 ( 名称及び  
 代表者の氏名 )

⑩

電話番号  
 (法人の場合) 法人番号

実質的経営者である旨の申立書

私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。

営業泊施設等の	住所又は所在地	〒 (電話 - - )
	フリガナ	
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
	営業種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
	旅館業又は認定事業における許可等番号	
施設	住所又は所在地	〒 (電話 - - )
	フリガナ	
	名 称	
	実質的経営者による経営開始(予定)年月日	年 月 日

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。
- 3 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し(又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し)を添付してください。

# 参考資料

## 宿泊税納入申告書

受付印

※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者
---------------	--------	-----

本部町長 殿	特別 徴 収 義 務 者	法人番号	<input type="text"/>
		住所又は所在地	<input type="text"/>
		氏名又は名称 及び代表者名	<input type="text"/>
		応答部署名 及び担当者名	(電話 <input type="text"/> - <input type="text"/> )
	施 設	フリガナ 名称 又は届出番号	<input type="text"/>
		所在地	沖縄県 電話 <input type="text"/> - <input type="text"/>
		施設番号 (課税番号)	<input type="text"/>

実績 年 月分		宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
区分	宿泊者数 (延べ数)			
課税対象			2%	
課税免除対象				
合計				

実績 年 月分		宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
区分	宿泊者数 (延べ数)			
課税対象			2%	
課税免除対象				
合計				

実績 年 月分		宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
区分	宿泊者数 (延べ数)			
課税対象			2%	
課税免除対象				
合計				

申告期限	<input type="text"/>
------	----------------------

- 注1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 2 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊者数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 3 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

# 参考資料

施設番号	
宿泊施設名	

令和	年	月分	(単位：人、円)	
	課税対象		課税免除	
日付	宿泊者数	宿泊料金	宿泊者数	宿泊料金
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				
税額 (税率2%)				

本部町 町税  
宿泊税 領収証書 (公)

口座番号		加入者	
*****-**-*****		本部町会計管理者	
施設番号 (課税番号)		年度	調定
			申告区分
			当初 追加
納入者	住 (居) 所		
	氏 名 (名称)		
	施設名称 (宿名)		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
合計額 ① + ② + ③ =			
納 期 限 (申告期限) 年 月 日			
課税事務所	本部町住民課	領収目付印	
納入場所			
琉球銀行、 沖縄銀行、 沖縄海邦銀行、 沖縄県農業協同組合、 沖縄県内のゆうちょ銀行 又は郵便局			
上記の金額を領収しました。(特別徴収義務者保管)			

# 参考資料

本部町 町税  
宿泊税納入書 (原符) (公)

口座番号		加入者	
*****-**-*****		本部町会計管理者	
施設番号 (課税番号)		年度	調定
			申告区分
			当初 追加
納入者	住 (居) 所		
	氏 名 (名称)		
	施設名称 (宿名)		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
合計額 ① + ② + ③ =			
納 期 限 (申告期限) 年 月 日			
課税事務所	本部町住民課	領収目付印	
(金融機関保管)			

本部町 町税  
宿泊税領収済通知書 (公)

口座番号		加入者	
*****-**-*****		本部町会計管理者	
施設番号 (課税番号)		年度	調定
			申告区分
			当初 追加
納入者	住 (居) 所		
	氏 名 (名称)		
	施設名称 (宿名)		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
実績年月	税額	千	百
年 月分		十	万
		千	百
		十	円
	延滞金		
	小計①		
合計額 ① + ② + ③ =			
納 期 限 (申告期限) 年 月 日			
課税事務所	本部町住民課	領収目付印	
指定金融機関名 (取りまどめ店)	千812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター		
上記の金額を領収しましたので通知します。(本部町保管)			